

議案第 77 号

市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 市川市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 7 条）

第 3 章 市川市いじめ防止対策委員会（第 8 条—第 15 条）

第 4 章 市川市いじめ問題再調査委員会（第 16 条—第 23 条）

第 5 章 補則（第 24 条）

附則

第 1 章 総則

（設置）

第 1 条 本市に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき市川市いじめ問題対策連絡協議会を、同条第 3 項の規定に基づき市川市いじめ防止対策委員会を、法第 30 条第 2 項の規定に基づき市川市いじめ問題再調査委員会を置く。

第 2 章 市川市いじめ問題対策連絡協議会

（任務）

第 2 条 市川市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）は、いじ

めの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。第8条第1項第1号において同じ。）に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項について協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 協議会の委員（以下この章において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) 市の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議の進行）

第5条 協議会の会議（次条において「会議」という。）は、委員の中から選ばれた者が進行するものとする。

（関係者の出席等）

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

2 前項の規定により会議に出席した者は、会議において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

（事務）

第7条 協議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

### 第3章 市川市いじめ防止対策委員会

(任務)

第8条 市川市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

- (1) いじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、現に複数の重大事態が生じた場合において別に設置する対策委員会は、同項第2号に掲げる事項に限り、教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第9条 対策委員会は、委員5人以内（前条第2項の対策委員会にあつては、当該対策委員会ごとに委員5人以内）で組織する。

- 2 対策委員会に、次に掲げる事由により、臨時委員を置くことができる。
  - (1) 第12条第5項の規定により議事に参与することができない対策委員会の委員に代わって調査審議させる必要があるとき。
  - (2) 特別の事項を調査審議させる必要があるとき。

(委員及び臨時委員)

第10条 対策委員会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 対策委員会の委員の任期は、委嘱の日から次の各号に掲げる対策委員会の区分に応じ当該各号に定める日までとする。
  - (1) 次号に掲げる対策委員会以外の対策委員会 委嘱の日から起算して2年を経過する日又は第8条第1項第2号の規定による調査審議が終了した日のいずれか遅い日
  - (2) 第8条第2項の対策委員会 当該設置に係る重大事態に関する調査審議が終了した日

- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 対策委員会（第8条第2項の対策委員会を除く。）の委員は、再任されることができる。
- 5 対策委員会の臨時委員の任期は、委嘱の日から次の各号に掲げる臨時委員の区分に応じ当該各号に定める日までとする。
  - (1) 前条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該重大事態に関する調査審議が終了した日
  - (2) 前条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了した日
- 6 対策委員会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。
- 7 対策委員会の委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長及び副委員長）

第11条 対策委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、対策委員会の委員のうちから互選する。

- 2 対策委員会の委員長（次項及び次条第1項において「委員長」という。）は、会務を総理し、対策委員会を代表する。
- 3 対策委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第12条 対策委員会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、対策委員会の委員（第9条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員が議事に参与する場合にあっては、当該臨時委員を含み、第5項の規定により議事に参与することができない対策委員会の委員を除く。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した対策委員会の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第9条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員は、前2項の規定の適用については、対策委員会の委員とみなす。

5 対策委員会の委員及び臨時委員は、調査審議の対象となる重大事態に特別の関係を有する事項については、その議事に参与することができない。

(意見の聴取等)

第13条 対策委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により会議に出席した者は、会議において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(報酬及び費用弁償)

第14条 市は、対策委員会の委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(事務)

第15条 対策委員会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

#### 第4章 市川市いじめ問題再調査委員会

(任務)

第16条 市川市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

第17条 再調査委員会は、前条の市長の諮問ごとに委員5人以内で組織する。

2 再調査委員会に、次に掲げる事由により、臨時委員を置くことができる。

(1) 第20条第5項の規定により議事に参与することができない再調査委員

会の委員に代わって調査審議させる必要があるとき。

(2) 特別の事項を調査審議させる必要があるとき。

(委員及び臨時委員)

第18条 再調査委員会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。ただし、法第28条第1項の規定による調査に関与した者を委嘱することはできない。

2 再調査委員会の委員の任期は、委嘱の日から第16条の規定による調査審議が終了した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 再調査委員会の臨時委員の任期は、委嘱の日から次の各号に掲げる臨時委員の区分に応じ当該各号に定める日までとする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該重大事態に関する調査審議が終了した日

(2) 前条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了した日

4 再調査委員会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

5 再調査委員会の委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第19条 再調査委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、再調査委員会の委員のうちから互選する。

2 再調査委員会の委員長（次項及び次条第1項において「委員長」という。）は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 再調査委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 再調査委員会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、再調査委員会の委員（第17条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員が議事に参与する場合にあっては、当該臨時委員を含み、第5項の規定により議事に参与することができない再調査委員会の委員を除く。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した再調査委員会の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第17条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員は、前2項の規定の適用については、再調査委員会の委員とみなす。
- 5 再調査委員会の委員及び臨時委員は、調査審議の対象となる重大事態に特別の関係を有する事項については、その議事に参与することができない。

（意見の聴取等）

第21条 再調査委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により会議に出席した者は、会議において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

（報酬及び費用弁償）

第22条 市は、再調査委員会の委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（事務）

第23条 再調査委員会の事務は、総務部において処理する。

## 第5章 補則

第24条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項にあっては協議会が教育委員会の同意を得て、対策委員会の運営その他必要な事項にあっては対策委員会が教育委員会の同意を得て、再調査委員会の運営その他必要な事項にあっては再調査委員会が市長の同意を得て、それぞれ定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 令和3年4月1日以後最初に委嘱される対策委員会の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

いじめ防止対策委員会委員及び臨時委員	市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和3年条例第8号）第8条第1項第1号に掲げる事項を調査審議する場合	日額 9,100円
	市川市いじめ問題対策連絡協議会等	〃 18,500円

	条例第 8 条第 1 項 第 2 号に 掲げる事 項を調査 審議する 場合	
いじめ問題再調査委員会委員及び臨時 委員		日額 18,500円

## 理 由

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、市川市いじめ問題対策連絡協議会、市川市いじめ防止対策委員会及び市川市いじめ問題再調査委員会を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。